平成２９年（フ）第１６７号
滋賀県彦根市南川瀬町969番地３（202号）
債務者　仲田　　愛（旧姓伊東）
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１８０号
滋賀県愛知郡愛荘町長野2248番地63
債務者　畑　　里恵
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１８３号
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀1322番地30
債務者　山口　憲章
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第９１４号
広島市佐伯区五日市駅前１丁目９番18―103号
債務者　宮田　悦子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５３号
広島市東区温品４丁目８番４―101号
債務者　鶴山　舞子（旧姓藤山）
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１号
広島県安芸郡坂町横浜中央３丁目９番13号
債務者　小川　武洋
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２号
広島市安芸区中野東２丁目24番７号
債務者　中野　龍徳
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３号
愛媛県西条市福武甲721番地５
債務者　戸田　清一
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３３号
高知県高岡郡越知町越知甲2115番地６　ヤマハイツ205
債務者　鈴木　万記
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第３９号
高知県須崎市下分甲604番地１　武内アパート東側、旧住所高知県須崎市桐間西41番地
ベルフィオーレⅡ202
債務者　鈴木　祐誠
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
　　高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第４２１号
東京都葛飾区青戸６丁目16―10　２Ｆ
債務者　南　　弘美
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２６号
東京都江戸川区南葛西２丁目５－２　メゾネット南葛西ＮＯ．３　７
債務者　高橋　邦治
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３０号
東京都足立区谷中５丁目５－４―206　第３さつきマンション
債務者　坂田　博則
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３３号
東京都新宿区弁天町83―302
債務者　田嶋　秀正
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３７号
神奈川県厚木市及川１丁目１－８―404
債務者　神永今日子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４０号
東京都江戸川区平井２丁目４－９―102
債務者　山田　菊代
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４１号
東京都世田谷区北沢３丁目14―11―301
債務者　前岡　優太
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部